



あいわ通信

あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

こんにちは、司法書士の椎名尚文です。今月もあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。もし、お悩みごとなどございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。今後とも、よろしくお願いいたします。



令和5年度休眠会社等の整理作業（みなし解散）について

令和5年10月12日（木）、12年以上登記がされていない株式会社及び5年以上登記がされていない一般社団法人又は一般財団法人に対して、法務大臣による官報公告が行われ、同日付けで管轄登記所から通知書の発送を行いました。

上記の株式会社や一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、令和5年12月12日（火）までに必要な登記申請又は「まだ事業を廃止していない」旨の届出をする必要があります。これらの手続きがされなかったときは、対象の会社等について「みなし解散の登記」がされることになります（会社法第472条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第149条及び第203条）。

令和5年10月12日（木）の時点で、最後の登記から12年を経過している株式会社のことを「休眠会社」といいます（有限会社は含まれません。）。また、最後の登記から5年を経過している一般社団法人若しくは一般財団法人を「休眠一般法人」といいます。

例えば、株式会社が、12年間役員の変更登記などの登記を一切行っていない場合、法務局から通知を受け取り、何ら対応しないでいると、会社が解散したものとみなされて、登記官が職権で解散の登記を行います。

相談を受けていると、12年間、会社名や本店所在地などの変更もなく、役員も同じ人であれば登記も不要と考える方もいらっしゃると思いますが、役員の任期は定款で定めても10年が最長です。役員の任期が満了し、同じ人が役員に再任した場合も登記申請をする必要があります。この場合は重任登記を申請することになります。そのため、10年に1回は少なくとも登記がされることとなりますが、これを怠り、12年を経過しても何ら登記などをしないでいると、みなし解散となってしまいます。

ただし、みなし解散後3年以内に限り会社継続の登記申請をすることができますが、余計な費用と手間がかかってしまいます。また、会社を継続できたとしても、登記記録にはみなし解散の記録が残ってしまうため、会社の信用性にも影響がでてくる可能性があります。

会社が解散すると、もはや営業活動はできなくなり、取締役は退任し、会社を閉めるために清算事務を行う清算人が就任することになります。実際は、会社が営業していたとしても、みなし解散の登記がなされてしまうと、強制的に取締役は退任し、もはや営業活動はできなくなってしまいます。

取引相手も、登記記録を確認しみなし解散していることが分かったら、通常は取引をしてくれません。事業を行っている会社であれば、解散されてしまったら大変です。通知書を受け取った方は、司法書士に相談をするなどして、期限までに役員変更登記等をおこなしましょう。

お困りであれば、弊事務所までお問い合わせください。



お客様の声を紹介します

【 債務整理のご相談 男性 40代 】

この度は、私の借金返済の手助けしていただき、ありがとうございます。私一人では、どうした方がいいかわからず、不安で毎日がしんどかったです。わかりやすい説明で気分がとても楽になりました。また高井さんには、借金がどれほど恐ろしいかを教えていただき、今後は借金しない人生になろうと思いました。親身に相談に乗っていただき、救われました。ありがとうございます。また困った事があつた時、相談に乗って下さい。

債務整理のご依頼をいただいた、お客様の声をご紹介します。

借金などの支払いが難しくなった場合に、借金問題を解決する手段として、個人再生手続、任意整理手続、破産手続の3つの手続があります。当事務所では、お客様の生活状況に応じて、これらの3つの手続を使い分けて借金問題を解決しております。

一般的に、無収入などで返済金の準備が難しい場合は、破産手続を検討せざるを得なく、一定の収入があり毎月の返済金を少しは用意できる場合は任意整理手続や個人再生手続を選択することが多いです。

個人再生や破産は、裁判所が関与する手続のため、法律の定めたルールに従って処理を行う必要がありますし、申立書の作成など、それなりの準備も必要になってきます。これに対し、任意整理は、各債権者と個別に和解交渉をする手続のため、柔軟な処理をすることができます。

当事務所では、個人再生・任意整理・自己破産の3つの手続の特徴を踏まえ、依頼者の生活状況やご希望に合わせた債務整理を提案しております。お悩みの方は、ご相談ください。

白金国設野営場

こんにちは、高井です。先日、手稲山の山頂付近にも雪が積もっているのが見え、冬の訪れが近いことを感じました。この夏は週末に天気の良い日が多かったせいか、キャンプによく出かけました。私が本格的にキャンプを始めたのは、長女が生まれた12年前からですが、この間、北海道各地、たくさんのキャンプ場を訪れました。その中で、お気に入りのキャンプ場はいくつかありますが、今年は白金国設野営場（美瑛町）に何度もキャンプに行きました。子どもと一緒にいくこともありますし、私一人でキャンプに行くこともあり、何度行っても飽きることはありません。はじめて白金国設野営場に行ったときは、キャンプ場利用者も多くはありませんでしたが、ここ数年はキャンプブームのせいか、たくさんの方が利用しています。しかし、キャンプ場は広大なので気になることはありません。木々も生い茂っており、まるで海外ドラマのウォーキング・デッドの世界にいるようで今にもゾンビが出てくるような雰囲気もあります。このキャンプ場の魅力は、十勝岳連峰への登山のアクセスに抜群なのと、夏になるとカブトムシやクワガタを私のような素人でも簡単に見つけることができることです。

今年は、息子と富良野岳（下の写真）に挑戦しましたが、天候が悪く登頂は断念しました。来年、再チャレンジしようと思います。このような素晴らしいキャンプ場があることに感謝し、来年もキャンプを楽しもうと思います。



ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。（担当：司法書士 高井和馬）



あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>

e-mail : info@aiwas.jp

